

創業をお考えの方、県内事業歴 1 年未満の方



県創業支援資金

こんな方にオススメです

- ・できるだけ低金利で創業資金を調達したい！
- ・連帯保証人や担保に頼らず融資を受けたい！
- ・商工会議所・商工会からアドバイスを受けて創業したい！
- ・一部の市町村による「認定特定創業支援事業」による支援を受けられた方

県内で創業された
多くの方に
ご利用いただいています！

利用者の保証料負担はゼロ！

※岐阜県からの保証料補給あり。但し、経営者保証を不要とする場合、利用者の保証料負担が最大 0.45% 上乗せされます。

一律 1. 4 % 固定金利
(返済期間 10 年まで)

融資限度額は
運転資金 4,000 万円、
設備資金 1 億円

<制度の概要>

申込人資格要件	次のいずれかに該当する方（１） 新規開業者 （２） 県内事業歴が 1 年未満の方 ※確実に事業を開始する状態になっていること。 ※許認可等が必要な事業を営む方は、許認可等を受けていること。
融資限度額	運転 4, 0 0 0 万円 設備 1 億円 （運転資金も併せた金額）
返済期間	運転資金 7 年以内 （据置期間 1 年以内） 設備資金 1 5 年以内 （据置期間 1 年以内）
融資利率	年 1. 4 % （固定金利） (返済期間 10 年超の場合、年 1. 8 %)
信用保証料率	年 0. 0 % ※ ※岐阜県からの保証料補給あり。 但し、経営者保証を不要する場合、利用者の保証料負担が最大 0.45% 上乗せされます。
担保	原則、不要
保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
必要書類	・ 創業・再挑戦計画書 （必要に応じ） ・ 法人は 商業登記簿謄本 （写）、個人は税務署に提出した 開業届 （写） ・ 許認可等が必要な事業を営む方は、 許認可証等 （写） 【商工会議所・商工会窓口申込の場合】 ・ 岐阜県創業支援資金融資保証信用調書

このパンフレットは一切の信用保証・融資をお約束するものではありません。

（令和 7 年 4 月 1 日時点）

金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます



岐阜県信用保証協会

お問い合わせ先は、

右記を読み取ってご確認ください。

